

事業概略書

日常生活支援住居施設の日常生活上の支援及び
職員養成研修の在り方に関する調査研究事業

一般社団法人 居住支援全国ネットワーク (報告書A 4版 86頁)

事業目的

日常生活支援住居施設の支援内容を明確にし、さらに、支援付き住居等での支援を担う職員養成研修の在り方を明確にすることで、日常生活支援住居施設で提供される支援の質を担保すること。

事業概要

先駆的に日常生活支援住居施設の運営に取り組んでいる3団体等の支援内容を参考に「日常生活支援」及び「職員養成研修」の在り方を明確にする検討委員会を設置した。本検討委員会では本調査事業の全体の方向性等を決めるとともに、調査の設計・分析・考察についても検討、実施した。また作業部会を組織し、検討委員会の準備等を行った。

検討委員会では、大きく分けて2つの検討テーマを設けた。各検討テーマの成果物は別冊の事業報告書に収録している。

検討テーマ1. 日常生活支援の在り方と、アセスメントをはじめ支援目標・支援計画等のポイントを整理する。テーマ1の中では、次の2点に分けて検討をおこなった。

- ① 日常生活支援住居施設の対象者像と、支援の在り方：成果物としては、支援のガイドライン 兼 研修テキストの作成。
- ② 個別支援計画作成の在り方：成果物としては、個別支援計画の作成マニュアル 兼 研修テキストの作成。

検討テーマ2. 日常生活支援住居施設に従事する職員に求められる知識、技能等を整理し、生活困窮者自立支援法の一時的支援事業に従事する職員向けの研修との関係を含め、日常生活支援住居施設の職員養成研修の在り方を整理する。

テーマ2では、今後、国で実施することが想定される「日常生活支援住居施設の職員向け研修」の内容を検討した。また、日常生活支援住居施設を運営している・運営する予定の団体の職員を対象に、パイロット版の研修を実施した。研修内容には、テーマ1でまとめたガイドラインとマニュアルの内容も織り込んだ。

パイロット版研修の実施にあたっては、先駆的に支援付き住宅での支援にあたる人材育成研修を実施しているNPO法人ホームレス支援全国ネットワークと、NPO法人すまい・まちづくり支援機構に研修制作を委託した。

調査研究の過程

調査研究の過程については、別冊の報告書に記載している。

事業結果

日常生活支援住居施設で提供される支援の質を担保することを目的として、検討をおこない、下記の3点を明らかにした。

- (1) 日常生活支援住居施設の対象者像と、支援の在り方
- (2) 日常生活支援住居施設の個別支援計画の作成の在り方
- (3) 日常生活支援住居施設で従事する職員養成研修の在り方

以下にその概要を整理する。

(1) 日常生活支援住居施設の対象者像と、支援の在り方【別冊報告書第2章】

別冊の報告書第2章は、日常生活支援住居施設でおこなう支援のガイドラインである。既に日常生活支援住居施設を運営している団体への調査により収集した事例の整理・検討を通して、日常生活支援住居施設の対象者像の幅の広さを示している。また、日常生活支援住居施設での支援の在り方について、法令に基づいて整理した。さらに、法令に定められていなくとも、目指すべき支援の理念についても述べた。

(2) 日常生活支援住居施設の個別支援計画の作成の在り方【別冊報告書第3章】

別冊の報告書第3章は、生活支援提供責任者に向けた、日常生活支援住居施設で利用者ごとに作成する個別支援計画作成に関するマニュアルである。「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」に基づき、個別支援計画作成の手順や注意点をまとめた。

(3) 日常生活支援住居施設で従事する職員養成研修の在り方【別冊報告書第4章】

別冊の報告書第4章は、検討委員会・作業部会で議論した「日常生活支援住居施設の職員向け研修」の内容と、パイロット版研修の実施報告である。パイロット版研修は2種類に分け、生活支援提供責任者として個別支援計画の作成ができるようになることを目的とした基礎編の研修と、個別支援計画に基づき利用者ひとりひとりに合わせた支援を提供できるようになることを目的とした応用編の研修を実施した。基礎編研修には、(1)(2)でまとめたガイドライン(別冊報告書第2章)とマニュアル(別冊報告書第3章)の内容も織り込んだ。応用編研修においては、当事者のこれまでを知る支援者がいない状態から支援を開始する際の留意点や、6か月以内に一度おこなう個別支援計画の見直しについても触れた。

日常生活支援住居施設は次のような特徴があり、多様な課題を抱える利用者に、多様な形の支援を行うことが可能な仕組みとなっており、この住居施設を活用して、様々な当事者に対する支援の幅を広げることができる。

- ・要介護認定や、障害者手帳の保有、障害支援区分の認定などは必要としない。
- ・身体的介護の必要度は必ずしも高くないが、一方で「多様な生きづらさ」を抱えている。
- ・この住居施設を利用しつつ、医療保険、介護保険、障害者総合支援等の様々な在宅サービスを合わせて利用することができる。

こうした日常生活支援住居施設の特徴を最大限に活かしていくために、制度的な制約等の課題について、次のような論点が提示された。

(1) ひとりひとりに合わせた支援

日常生活支援住居施設では、利用者ごとに個別支援計画を作成し、それに沿った支援提供がなされる。個別支援計画は6か月以内に一度は見直しをすることとなっており、その都度、本人も交えて次の計画期間の目標や支援方針を決める。一般的には、その最終目標として居宅移行（日常生活支援住居施設から賃貸住宅等への転居）を目指すことになる。法令上、日常生活支援住居施設はあくまで一時的な住まいと位置付けられているからである。

一方で、日常生活支援住居施設では年齢や障害特性、適応行動特性、触法歴など、さまざまな生きづらさを抱えた、幅広い利用者が暮らしている。したがって、目標や支援方針もさまざまに異なる。「いま、この人に何が必要なのか」という視点で考えると、拙速に居宅移行を目指すのではなく、日常生活支援住居施設で一定程度時間をかけた支援を受けたほうがよいケースもあるだろう。また、状況によっては、次の住まいは居宅よりも入所施設が適しているケースもあるだろう。

個別支援計画の作成・見直しにあたっては、「画一的に居宅移行ありきで考えないこと」「ひとりひとりに合わせた支援を目指すこと」が肝要である。

(2) 生活保護を受給していない低額所得者への支援施策

日常生活支援住居施設は、生活保護法第30条第1項ただし書きに規定されていることから、生活保護受給者を対象とした施策である。

現状では、日常生活支援住居施設の運営事業者の裁量で、生活保護受給者でない人も入所させることができるが、その場合には当該入所者（生活保護を受給していない）については委託事務費は給付されない。住居施設運営事業者が当該入所者から委託事務費相当額の自己負担利用料を徴収しても問題ないが、当該入所者に支払い能力があるかは別の話である。

生活保護を受給していない人でも、低年金の高齢者など、「低所得であり、委託事務費相当額の自己負担利用料が支払えない」かつ「独居は難しく、かといって施設に入所するほどでもなく、日常生活支援住居施設が適している」というケースは一定程度あり、また今後も増えていくことが明らかである。

生活保護を受給していない低額所得者への支援施策として、生活保護を受給していない人でも、生活保護受給者と同様に日常生活支援住居施設の委託事務費を給付する仕組みが望まれる。

(3) 緊急受け入れを支える仕組み

日常生活支援住居施設に対して委託がなされるのは、保護の実施機関がその必要があると判断し、かつ被保護者がそれを希望したときである。とはいえ、土日祝日に民間支援団体に相談に来るケースなど、緊急でありながら保護の実施機関にすぐには相談できないこともありうる。こういった緊急ケースについて、日常生活支援住居施設が受け入れの対応をした場合にも、後日すみやかに委託の判断がなされ、受け入れた日から通常と同様に委託事務費を給付するといった仕組みの確立が望まれる。

(4) 一時生活支援事業との連携

日常生活支援住居施設の利用者は、利用の期間に違いはあるが、生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業と利用対象となる方々が類似している。住居に困窮している当事者の方々に、すぐに居宅移行できる方々は一時生活支援事業で対応できるが、時間をかけて支援を受けた方が良い場合には、日常生活支援住居施設を利用することも選択肢の一つと考えることができる。

また、一時生活支援事業の職員の研修制度は設けられていないが、日常生活支援住居施設の職員と合同して研修を行うなど、日常生活支援住居施設と一時生活支援事業の連携の在り方を検討することが望まれる。

(5) 管理的立場の職員養成の在り方

日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成や見直しをする。生活支援提供責任者と生活支援員は計画に基づく支援提供をする。管理者は、他の職員に対する管理・教育・支持や、経営の役割も求められる。対利用者の支援にあたる職員と、対職員の管理・指導・支持や経営にあたる管理的立場の職員とでは、必要とされる知識・技能が異なり、当然、研修内容も異なる。

今回事業のパイロット版研修では、生活支援提供責任者の養成を念頭に、個別支援計画の作成・見直しとそれに沿った支援提供に焦点を当てた。管理的立場の職員養成研修の開発と実施については、今後の課題である。

なお、自由度が高いことを利用して、例えば、介護施設の空き待ちのために使うなど本来の目的を逸脱することのないように倫理観を持って取組む必要がある。

家族や地域コミュニティーの相互扶助機能の弱体化が進んでいる。家族や親族等から十分な養育を受けずに成長し、「生きづらさ」を抱えながら孤立して生活している人々は、これからも増えていくだろう。こうした人々は、住居を失いやすい。例えば、近隣トラブルを起こしたり、適切な金銭管理が行えないため家賃を滞納し、アパートからの退去を求められたりするリスクを抱えている。

こうした方々の居住の安定や生活を支える日常生活支援住居施設の役割は、居住支援だけでなく、生活支援両面で、今後、拡大することはあっても、縮小することはない。「誰も信じられない」と考えている人々が「誰かに助けてもらうことで生活が豊かになる」と考えを変えてもらい、更には「誰かの役に立ちたい」と意欲をもって生活できる人々を増やしていくことが、社会の大切な基盤づくりにつながっている。

「生きづらさ」を抱え孤立した生活をしている人々により早くアプローチし、日常生活支援住居施設で培われた支援技術で支援が行われるようになれば、住民が皆で支え合う社会づくりに近づくことができる。日常生活支援住居施設での取組みは、孤立を防ぎ、助け合いの社会づくりにつながっている。

事業実施機関

一般社団法人 居住支援全国ネットワーク

〒890-0056 鹿児島市下荒田四丁目34番11号コスモハイツ1階

電話番号 099-296-1253